

滞納整理 強化期間

平成 25 年 11 月～平成 26 年 1 月

ストップ! 滞納

県 税 市 税



市税・国民健康保険税は、私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた納期限までに、自主的に納めていただくものです。

多くのみなさんには、納期限までに納付いただいていますが、残念ながら一部のみなさんは「滞納」している状況にあります。

税負担の公平性および税収入を確保するため、幸手市を始めとする県内63市町村と埼玉県では、今月から平成26年1月までを「滞納整理強化期間」と設定し、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を推進します。市では、滞納の解消に向け、悪質な滞納者に対する差押えの強化などを積極的に行ってまいります。

税を滞納すると

定められた納期限内に税金を納めないことを「滞納」と言います。市では、滞納者に督促や催告書などを発送し、速やかな納付をお願いいたします。しかしながら、その後も納付されない場合は、法律に基づき、不動産の差押えや

預貯金、生命保険、給与、年金、売掛金、不動産などの債権の差押えを行っています。

預貯金	83件
生命保険	154件
給与	31件
年金	6件
売掛金	4件
不動産	60件
そのほか	1件
合計	339件

▲平成 24 年度 差押え件数

早めに相談を

市では、悪質な滞納者に対する差押えを強化し、滞納の解消に向け積極的に取り組ん

でいます。

差押えや差し押えた不動産の公売などの滞納処分を受けられないよう、早めにご相談ください。また、平日に都合が付かない場合は、休日納税相談や夜間納税相談も行っていますのでご利用ください。

安全で便利な 口座振替を

納期内納付のためにも、市税などの納付方法を口座振替にしておけば、納付のし忘れ

も防げます。

▼申込方法

口座振替依頼書に必要事項を記入し、印鑑、預貯金通帳、納税通知書を持参の上、口座振替取扱金融機関で手続きをお願いいたします。

※各税目の納期限日に指定口座から引き落としになります。

※通帳記帳時に、税額と相違ないか確認してください。

▼口座振替取扱金融機関

口座振替は、つぎの金融機関の各本・支店でのみ利用できます。

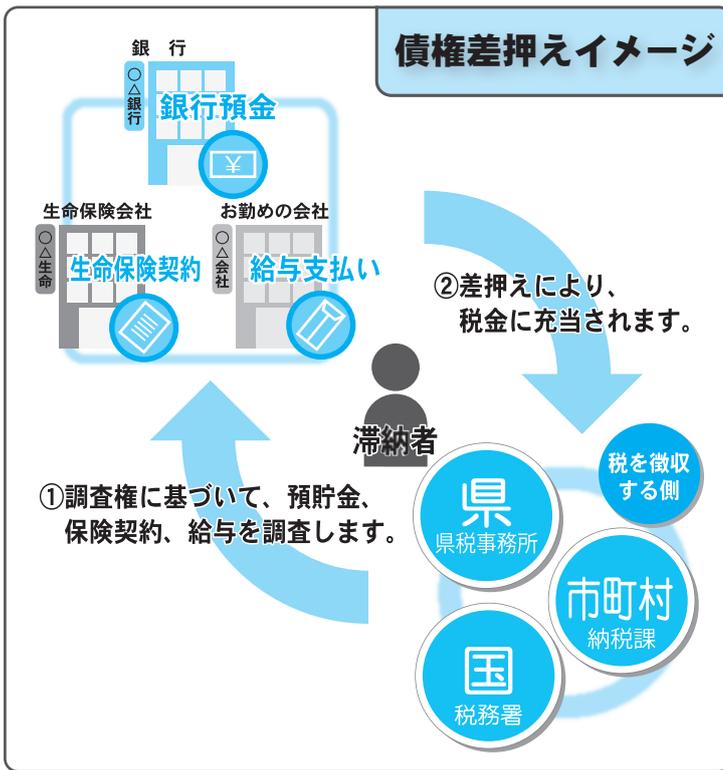
- ・埼玉りそな銀行
- ・りそな銀行
- ・武蔵野銀行
- ・栃木銀行
- ・埼玉縣信用金庫
- ・川口信用金庫
- ・埼玉みずほ農協
- ・ゆうちょ銀行

なお、口座振替依頼書は、納税通知書の最終ページに添付のほか、市内金融機関、納税課窓口でも配布していますので、ご利用ください。

問合せ 納税課 ☎(43)1111

1 内線 152・FAX(43)1125

債権差押えイメージ



みんなで築こう 人権の世紀

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

人権相談所を開設

12月4日(水)～10日(火)は「人権週間」です。

これに合わせて、市・さいたま地方法務局久喜支局および久喜人権擁護委員協議会では、人権相談所を開設し、各種相談に応じます。

相談は無料ですので、お気軽にお越しください。

と き 12月12日(木)午前10時～午後3時

ところ 市役所第二庁舎2階第1会議室

相談者 法務省人権擁護委員

内 容

- ・虐待やいじめなどの子どもの人権
- ・離婚や相続などの家庭内のもめごと
- ・騒音などの近隣とのトラブル
- ・同和問題
- ・職場や家庭における男女差別などの女性相談

問合せ 人権推進課 ☎(43) 1111 内線 162

☎(44) 0257

※この相談日のほか、市では毎月第2木曜日、さいたま地方法務局(久喜市本町4丁目5番28号 ☎(21) 0215)では毎週月・木曜日(午前9時～午後4時)にも、随時ご相談をお受けしていますので、ご利用ください。



人権・同和問題を考える県民の集い

住民同士の交流の促進、人権・同和問題の正しい理解とその早期解決のため、人権をテーマにした講演や発表などを行います。

と き 11月30日(土)午前9時30分～午後3時

ところ 東松山市民文化センター

(東松山市六軒町5-2)

内 容 人権講演会、アトラクション、発表、展示、人権相談など

入場料 無料

問合せ 埼玉県人権推進課

☎ 048(830)2258

女性の人権ホットライン強化週間

セクハラ、ストーカー行為など、女性の人権についての電話相談を行います。

と き 11月18日(月)～24日(日)午前8時30分～午後7時

※23日(祝)、24日(日)は午前10時～午後5時

ナビダイヤル ☎ 0570(070)810

問合せ さいたま地方法務局人権擁護課

☎ 048(859)3507

埼玉県勤労者支援資金

県では、勤労者を対象にした融資を行っています。ぜひ、ご活用ください。

▼働くあなたの教育応援資金

資金の用途 扶養する子の教育費

貸付対象 県内在住の勤労者

限度額 200万円

▼働くあなたの子育て応援資金

資金の用途 小学校就学前までの育児費

貸付対象 県内在住の勤労者

限度額 50万円

※要件、利率などの詳細については、お問い合わせください。申込み後の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。

申込み 中央労働金庫
県内各支店へ

問合せ 埼玉県勤労者福祉課

☎ 048(830)4518



入学準備金貸付制度

市では、平成26年度に高等学校、大学などに入学を希望する生徒の保護者を対象に、入学準備金を無利子でお貸しします。

貸付対象 市内在住の平成26年度に高等学校、大学などに入学する生徒の保護者で入学準備金の調達が困難な人(連帯保証人が必要)

※合格発表前の申請も可能です。

限度額 25万円以内/高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程) 50万円以内/短期大学、大学、大学院、専修学校(専門課程)

※専修学校は、正規の修業年限が2年以上

返還期限 当該学校を卒業後5年以内

返還方法 年賦または半年賦

申込み 平成26年1月31日(金)までに申請用紙(学校教育課で配布)に必要書類を添えて学校教育課窓口へ

※受付後、貸付可否を審査します。

問合せ 学校教育課 ☎(43) 1111 内線 633・☎(43) 3188

